

福岡県公報

令和六年三月二十九日
第四百八十三号
増刊
③

目次

告 示 (第二百二十二号・第二百二十三号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) ……………一

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課) ……………一

訓 令 (第一号―第三号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………一

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二

告 示

福岡県告示第二百二十二号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

第六十二号の次に次の一号を加える。

63 福岡県食事療養提供体制確保事業支援金

福岡県告示第二百二十三号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のよう

に定める。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に、「女性相談センター」に改める。

談支援センター」に改める。

附 則

訓 令

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県訓令第一号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の二の項中「第六十八条の四」の下に、「同法第六十八条の五の二」

を加え、「同法第八十七条の三第六項」を「同法第八十七条の二第一項の規定による全

体計画に係る認定通知書、同法第八十七条の三第六項」に改め、「昭和二十五年政令第

三百三十八号」の下に「第百三十七条の十二第六項及び第七項並びに同令」を加え、

「7建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「7建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施

行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同

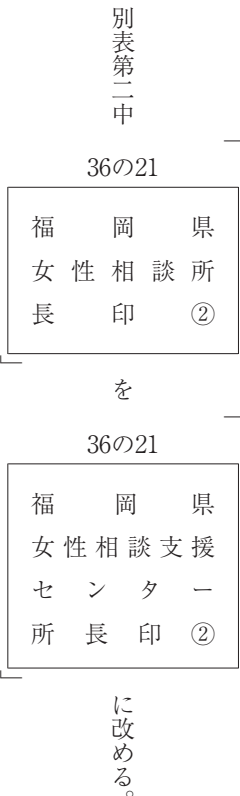
表十七の二の二の項中「2建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「2建

築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能

の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表二十五の項中「私学振興・青少年育成局政策課長」を「私学振興・青少年育成局青少年政策課長」に改め、同表三十六の三の項及び三十六の四の項中「第二十条第六項から第十四項」を「第二十条第七項から第十五項」に改め、同表三十六の五の項中「第二十条第六項から第十三項まで、第十五項から第十八項まで及び第二十項」を「第二十条第七項から第十四項まで、第十六項から第十九項まで及び第二十項」に改め、同表三十六の六の項中「第二十条第六項から第十八項まで及び第二十項」を「第二十条第七項から第十九項まで及び第二十一項」に改め、同表三十七の二の項中「女性相談支援センター所長」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第二項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第三項」に改め、同表三十七の項中「及び」を「並びに」に、「第五十七条」を「第五十七条の十四及び第六十四条の二」に改め、同表六十一の項中「法人県民税、県民利子割税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、鉦区税及び軽油引取税」を「個人事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税」に改め、同表六十三の項中「法人県民税、県民利子割税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、鉦区税及び軽油引取税」を「県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税及び宿泊税」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。



福岡県訓令第二号

本 庁
出先機関
福岡県職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十九日
福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令
福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
別表生涯学習事務関係の項、ヤングケアラー支援事務関係の項及び産業振興事務及び連絡事務関係の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県訓令第三号

本 庁
出 先 機 関
福岡県警察本部
福岡県教育庁
福岡県監査委員事務局
福岡県人事委員会事務局
福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び通達」を削る。

第七条の表知事部局の部県税事務所及び農地開発事務所の款所長の決裁事項の項中「あつては主務課の課長」を「あつては次長」に、「主務課の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）」を「副長（副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）」に改め、同款副所長の決裁事項の項の次に次のように加える。

次長の決裁事項	副長	所長が指定する職員
---------	----	-----------

第七条の表知事部局の部県土整備事務所の款所長の決裁事項の項中「支所長、」の下に「福岡県久留米県土整備事務所災害事業センター及び」を加え、同款センター長の決裁事項の項中「係長」の下に「又は主務課の副長」を加え、同款副センター長の決裁事項の項を削る。

第二十一条の十二第四号中「平成二十九年七月九州北部豪雨による」を削る。

第二十二条第二項第二号中「福岡県田川児童相談所」の下に「福岡県宗像児童相談所」を加える。

第二十三条の三第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「室の長」の下に「又は次長」を加える。

第二十三条第三項第二号中「福岡県田川児童相談所」の下に「福岡県宗像児童相談所」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。